

第2部 京都府環境行政を巡る情勢

第1章 法制度等の動き

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会を基本とする事業活動や日常生活に伴う環境負荷の増大に起因するところが多く、現在の経済社会システムやライフスタイルの見直しが不可欠となっています。

このため、国においては環境への負荷の少ない持続可能な経済社会への転換を進めていくため法制度の整備等を進めてきています。

特に、12年の循環型社会形成推進基本法の制定を契機に、建設廃棄物や食品廃棄物、グリーン購入等に係る新たな法律が制定され、その後も自動車リサイクル法が制定されるなど、循環型社会形成に向けた枠組みが整備されました。

また、税制面では、環境税導入に向けての議論が高まっており、13年度から自動車税制のグリーン化（自動車税及び自動車取得税について、環境負荷の小さい自動車を購入する場合は軽課、環境負荷の大きい場合は重課）が行われるとともに、総務省や環境省では環境税のあり方について検討をしています。その他、都道府県を中心に、地方分権一括法で新設された法定外目的税を、環境政策面で活用しようとする動きが活発化しています。三重県では、14年4月から産業廃棄物税を施行し、岡山、広島、鳥取の3県が共同で15年4月からの導入を予定しているほか、北九州市や東北3県（青森、岩手、秋田）においても産業廃棄物を対象とした新税の条例が制定されています。京都府においても12年5月に庁内関係課による「税制検討会」を設け、産業廃棄物を削減して循環型社会を形成するための法定外目的税について検討しています。

表2-1 最近の環境関連法制度等の動き

年月	事項	意義・概要等
平成 5.11	環境基本法 制定 (完全施行 6年8月)	国全体の環境施策の基本的方向を示す。 従来の公害対策、自然環境保護等の枠を越え、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備。
7.6	容器包装リサイクル法 制定 (完全施行 12年4月)	廃棄物の減量・リサイクルを推進するため、容器包装ごみについて消費者・市町村・事業者の役割分担を規定。 〔 容器包装廃棄物の消費者・市町村による分別収集、事業者による再商品化等を品目別に義務付け。 〕
9.6	環境影響評価法 制定 (施行 11年6月)	これまでの閣議決定（59年）に基づく運用から法制度として整備された。国の開発行為に対し環境アセスメントが法制度として行われることとなった。
	廃棄物処理法 改正 (完全施行 10年12月)	〔 廃棄物焼却施設の管理基準や規制の強化、管理・処理基準違反に対する罰則の強化、マニフェスト制度の導入などを追加。 〕
10.6	家電リサイクル法 制定 (完全施行 13年4月)	冷蔵庫・テレビ・エアコン・洗濯機の4家電品目に対しリサイクルを義務付ける法律。消費者は廃棄時にリサイクル費用を負担する。
	省エネルギー法 改正 (施行 11年4月)	地球温暖化に係る二酸化炭素の発生源であるエネルギーの使用量抑制として、エネルギーの使用合理化の推進。 〔 トップランナー方式の導入による自動車・電気機器等のエネルギー消費効率の更なる改善の推進。工場・事業場でのエネルギー使用合理化の徹底。 〕
10	地球温暖化対策推進法 制定 (施行 11年4月)	温室効果ガスの排出抑制に向け、国の基本方針や地方自治体や事業者、国民の役割を明記。地方自治体や大規模事業者には排出抑制計画策定や実施状況の公表を求め、国民に対しては国・地方自治体が指定する地球温暖化防止活動推進センターの設置により、普及・啓発、情報提供等を行う。

年月	事項	意義・概要等
11. 7	ダイオキシン類対策特別措置法 制定 (完全施行 14年12月)	国民の健康の保護を目的に、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染に係る措置等を定めた法律。 〔 耐容1日摂取量や環境基準の設定、都道府県レベルでの総量規制基準の設定や常時監視・調査の実施、健康被害への検討などを規定。 〕
	P R T R法 制定 (完全施行 14年1月)	
	中央省庁改革関連法 制定	
12. 5	建設リサイクル法 制定 (完全施行 14年5月)	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付ける法制度。国は分別解体及び再資源化等の促進等の実施に関する基本方針を策定し、都道府県は基本方針に即し実施に関する指針を策定する。
	グリーン購入法 制定 (完全施行 13年4月)	国等の公的部門が率先して環境負荷低減製品等の調達を推進する法制度。併せて、環境負荷低減製品等に関する情報の提供等の措置を規定。
6	循環型社会形成推進基本法 制定 (完全施行 13年1月)	形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示した基本的な枠組み法。処理に係る優先順位を法定化し、循環型社会形成に向けての国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化。
	廃棄物処理法 改正 (完全施行 13年4月)	廃棄物の発生抑制と適正なりサイクルや処分の確保を目的に法改正。国は廃棄物の減量その他廃棄物の適正な処理に関する基本方針を策定し、都道府県は基本方針に即し廃棄物処理計画を策定する。廃棄物処理施設の整備促進や不適正処理防止についても規定。
	食品リサイクル法 制定 (完全施行 13年5月)	食品の製造・販売事業者、レストランなどに食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務付ける法制度。国は食品廃棄物の再生利用等を推進するための基本方針を作成し、食品関連事業者は基準に従い再生利用等を実施する。
	資源有効利用促進法 改正 (施行 13年4月)	名称を「再生資源の利用の促進に関する法律」から改正。製品の省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制、部品等の再使用や事業者による回収・リサイクルを義務付ける法改正。
13. 6	フロン回収破壊法 制定 (完全施行 14年10月)	オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務付け。
	自動車NOx・PM法 改正 (施行 14年10月)	名称を「自動車NOx法」から改正。特定地域における自動車排出ガスに含まれる窒素酸化物の更なる削減と、新たにディーゼル車から排出される粒子状物質の削減を目的に改正。特定地域の追加(京都府は特定地域に含まれない)。
	P C B特別措置法 制定 (施行 13年7月)	P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、P C B廃棄物を所有する事業者等に、保管状況等の届出や法施行後15年以内の適正処分等を義務付け。
14. 5	土壌汚染対策法 制定 (施行 15年2月)	土壌汚染による健康被害を防止するため、汚染原因者等に対し、汚染の除去等の措置命令、汚染の除去等の措置に要した費用の請求等を命ずることとした。
6	地球温暖化対策推進法 改正	京都議定書の締結に伴い、同議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画の策定、計画の実施の推進に必要な体制の整備、温室効果ガスの排出の抑制等の施策等を明文化。
7	自動車リサイクル法 制定 (一部施行 15年1月)	使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者、引取業者、解体業者、破砕業者及び所有者等に、適切な役割分担を義務付け。

(注)法令名は通称を用いている。正式名称は以下のとおり。
 容器包装リサイクル法 = 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」
 家電リサイクル法 = 「特定家庭用機器再商品化法」

省地球温暖化対策推進法 = 「工ネルギー地球温暖化への対策の推進に関する法律」
 建設グリーン購入法 = 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
 食品ロス削減法 = 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
 自動車NOx・PM法 = 「大気汚染防止法」
 PCB処理法 = 「ポリ塩化ビフェニル等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
 自動車リサイクル法 = 「資源物の再利用に関する法律」